

- 第1条 日本口腔検査学会認定医の認定制度の施行にあたり、次の規程に従って認定医を認定する。
- 第2条 認定医委員会の事務は本学会事務局において行う。
- 第3条 認定医の認定申請期限は毎年7月15日とする。
- 第4条 申請書類は、正本1通(事務局保管用)、副本4通(審査用)とする。
- 第5条 規則第4条4項に基づく本学会所定の単位は30単位とし、次の各号により算定する。
1. 日本口腔検査学会（以下「学会」という）学術大会および関連学会への出席
 - a. 学会学術大会 10単位
 - b. 関連学会への出席 5単位
 2. 学会・関連学会への発表
 - a. 学会学術大会での発表(口演発表、ポスター発表、シンポジウムを含む)
演者 5単位
共同演者 2単位
 - b. 関連学会での発表(口演発表、ポスター発表を含む)
演者 2単位
共同演者 1単位
 - c. 論文発表
筆頭著者またはCorresponding author 5単位
共著者 2単位
- 第6条 規則第8条および12条に定める申請料は次の通りとする。
1. 認定医の認定申請時における申請料および受験料 10,000円
 2. 認定医認定書交付時における認定料 10,000円
 3. 認定医の更新申請時における申請料 10,000円
- 第7条 前条に定める既納の手数料は、いかなる理由があっても返還しない。
- 第8条 認定医に資格の更新にあたっては、5年間に細則第5条の規程単位から総計50単位以上を修得しなければならない。
- 第9条 細則の改正については、理事会で決定する。

暫定措置期間の細則

- 第1条 暫定措置第2条に必要な単位は、日本口腔検査学会第1回学術大会が開催された平成20年度以降のもので、80単位とする。単位の算定には所属や業務において日常、検査に従事している点、検査に関する執筆、論文発表、学会発表およびこれまでの本学会における活動をポイントに換算し算定する。